

沿道地区計画区域内に建築等をされる皆様へ

○沿道地区計画区域内の行為の届出

都市計画決定された沿道地区計画区域内で、次に掲げる行為をする際には、事前に届出をすることが義務づけられています。(幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条)

1. 土地の区画形質の変更
2. 建築物等の建築(新築、改築、増築)

ただし、仮設建築物及び屋外広告物で表示面積が1㎡以下かつ、
高さ3m以下のものは届出不要です。

3. 建築物等の用途の変更
4. 建築物等の形態又は意匠の変更
5. 木材の伐採

○届出様式

1. 届出用紙「沿道地区計画の区域内における行為の届出書(別記様式第一 第十条関係)」

- ① 届出者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ② 地区計画の内容に照らし、必要な事項について記入してください。

2. 添付図書

案内図、求積図(敷地面積、建築面積、床面積、容積対象床面積)、**配置図、各階平面図、立面図**(2面以上)、**断面図**(2面以上)

※代理者が届出を行う場合は、**委任状**が必要となります。

- ① 縮尺は原則として1/100としてください。
建築確認が必要なものは、建築確認申請用の図面と同じものを添付してください。
- ② 防音上の制限のある建築物は、居室の直接外気に接する部分の構造を明記してください。
(窓、出入口、壁、屋根、給排気口)
- ③ 届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

○届出先・届出時期

1. 届出先 江戸川区長 / 担当窓口 都市開発部 都市計画課 都市計画係
TEL 03-5662-6369(直通電話)
2. 届出時期 建築確認申請を要するものは、建築確認申請前かつ、工事着手の30日前までに届出をしてください。
3. 届出部数 A4ホチキス留めしたものを**1部**提出してください。
※届出済の写しが必要な方は届出書の写し、若しくは副本をお持ちください。
4. 審査結果 届出の審査結果報告は電話にてお伝えいたします。
※連絡先を忘れずに記載ください。